山下（真）議員（民主県政会）

平成 28 年２月 26 日
教 育 長 答 弁 実 録
（ 教 育 委 員 会 ）
（ 環 境 県 民 局 ）

（問）新たな奨学金制度の創設について

大綱の中で，具体的な支援策の一つとして示されている「教育費負担の軽減などの経済的支援」の「経済的支援」とは，小・中学生に対する就学援助費や高校生に対する就学支援金などの現行の制度を適用することにとどまるのではなく，高校生や大学生等を対象にした給付制奨学金制度の創設なども視野に入れたものと受け止めている。

県には，医学部への進学者や介護福祉士養成施設への入学者，外国人留学生を対象にした返還免除規定のある奨学金制度がある。

そこで，経済的に厳しい家庭の高校生・大学生等を対象にした給付制あるいは返還免除規定のある奨学金制度も新たに創設すべきであると考えるが，教育長の所見を伺う。

（答）

経済的な理由により，修学が困難と認められる高校生等に対しまして，償還猶予のある広島県高等学校等奨学金の貸し付けや，加えて平成２６年度の入学生からは，国の補助事業を活用して広島県高校生等奨学給付金事業による給付を行い，低所得世帯の教育に係る経済的負担の軽減を図っているところでございます。

平成２７年度からは，通信制高等学校などの生徒に対する給付額を増額しているところであり，平成２８年度からは，通信制高等学校以外の一部の生徒に対しましても，給付額の増額を予定しており，今後とも国の動向を見据えながら，より充実した給付事業となるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

一方，大学生に対する奨学金は，独立行政法人日本学生支援機構が，国の交付金や補助金を受け，広く実施しているところであり，低所得世帯の学生に対する就学機会を拡大すべきとの観点から，全国公立大学設置団体協議会を通じて，給付型奨学金の創設や，無利子奨学金の利用拡大及び有利子奨学金

の利息軽減について，国に要望しているところでございます。

なお，県立広島大学におきましては，厳しい経済環境にある学生に対し，授業料を半額減免する制度を設け，その対象を年々拡大してきたところでございますが，引き続き，県としてできる限り，経済的に厳しい家庭の生徒・学生の就学を支援してまいりたいと考えております。